

農地転用届出にかかる必要書類

	第4条	第5条	備考
届出書	正、副1部ずつ		
全部事項証明書 (土地登記簿謄本)	1部		法務局発行 <u>印影入りの原本</u>
地番図(公図)			住宅地図の写し等
位置図			台割、平面図、立面図など
転用計画図			
都市計画法第29条 の許可申請書、 許可証の写し	1部ずつ	・500㎡以上で開発許可を 要する場合のみ ・許可申請書は「※受付番号」 欄、「※許可番号」欄に日付 等が記入されているもの	

上記に加え、状況に応じて必要な書類

状況		書類
一時転用	⇒	一時転用計画書、誓約書
相続登記未済	⇒	相続人であることが確認できる書類 (相続登記が可能な書類、原本還付可)
代理人による提出、受理	⇒	委任状 (所有者全員、第5条は譲受人等も必要)
無断転用(既に転用済)	⇒	始末書

※届出は随時受付

※受付日から2週間後に受理通知書を発行